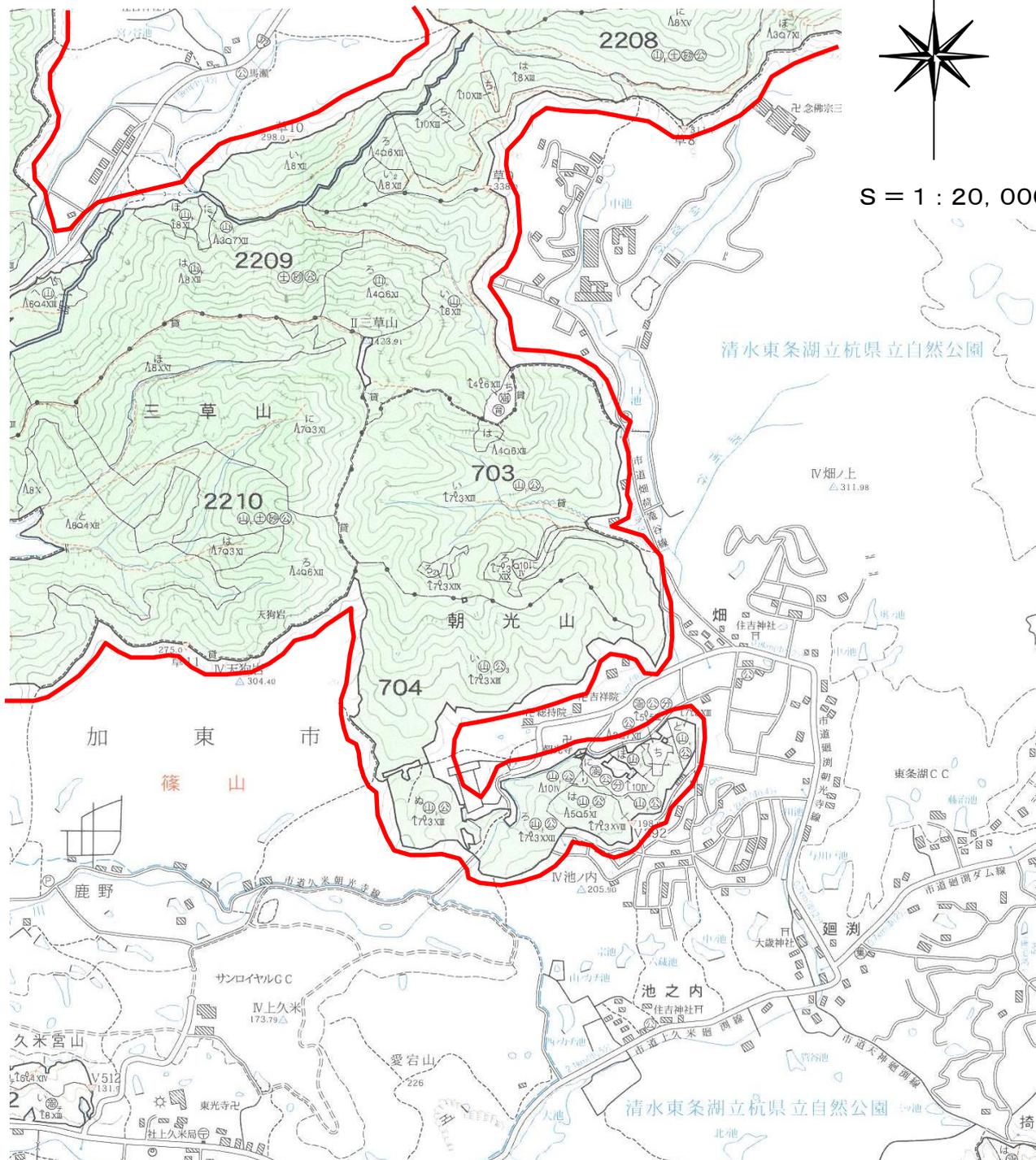
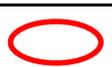


巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加東市畑字朝光山国有林

所在：兵庫県加東市上三草字三草山国有林



凡例	
巡視区域	

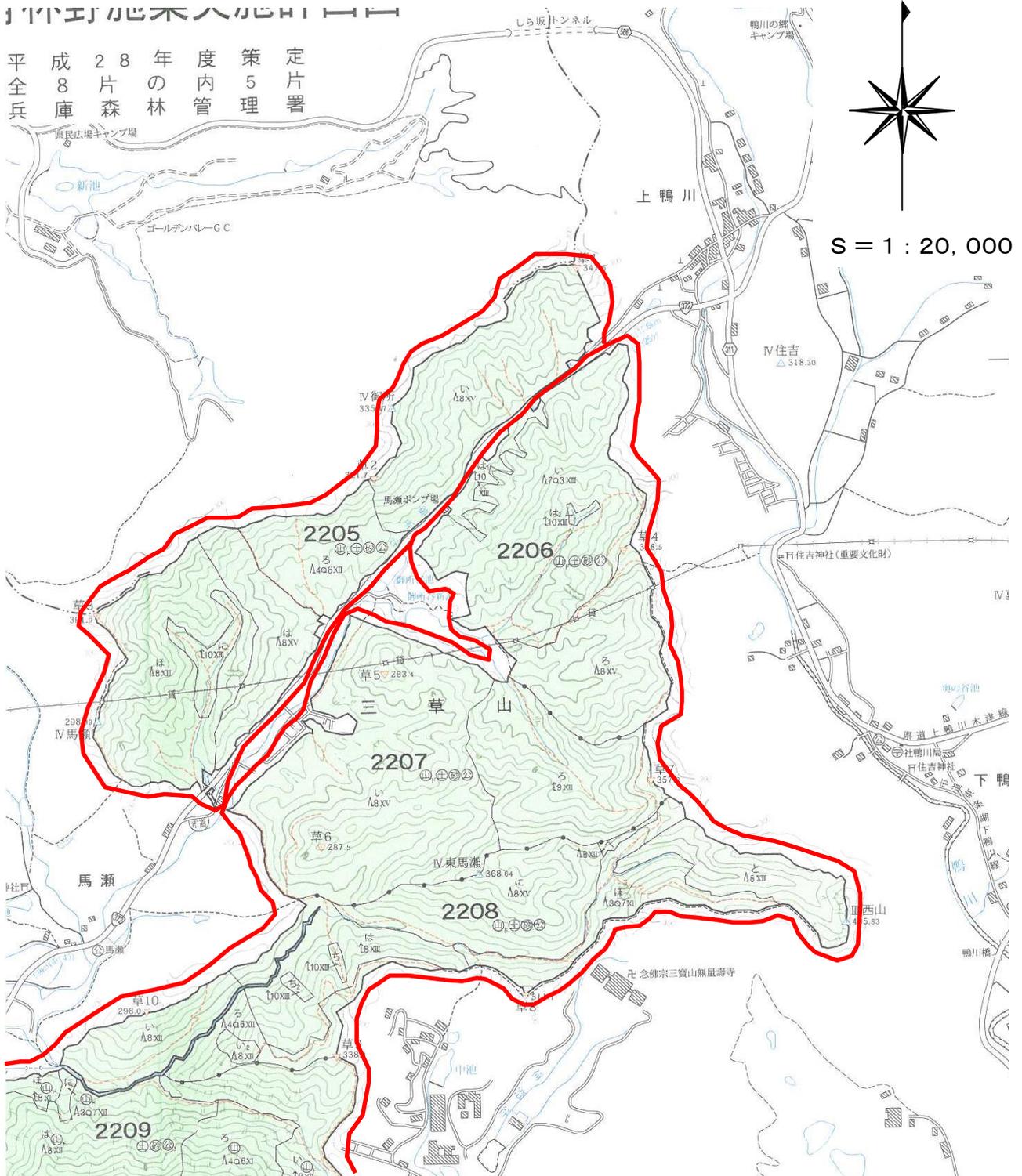
巡視等業務委託箇所 区域図

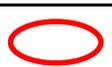
所在：兵庫県加東市畑字朝光山国有林

所在：兵庫県加東市上三草字三草山国有林

加東市加東区加東町

平成28年度策定
全8片の内5片
兵庫森林管理署



凡例	
巡視区域	

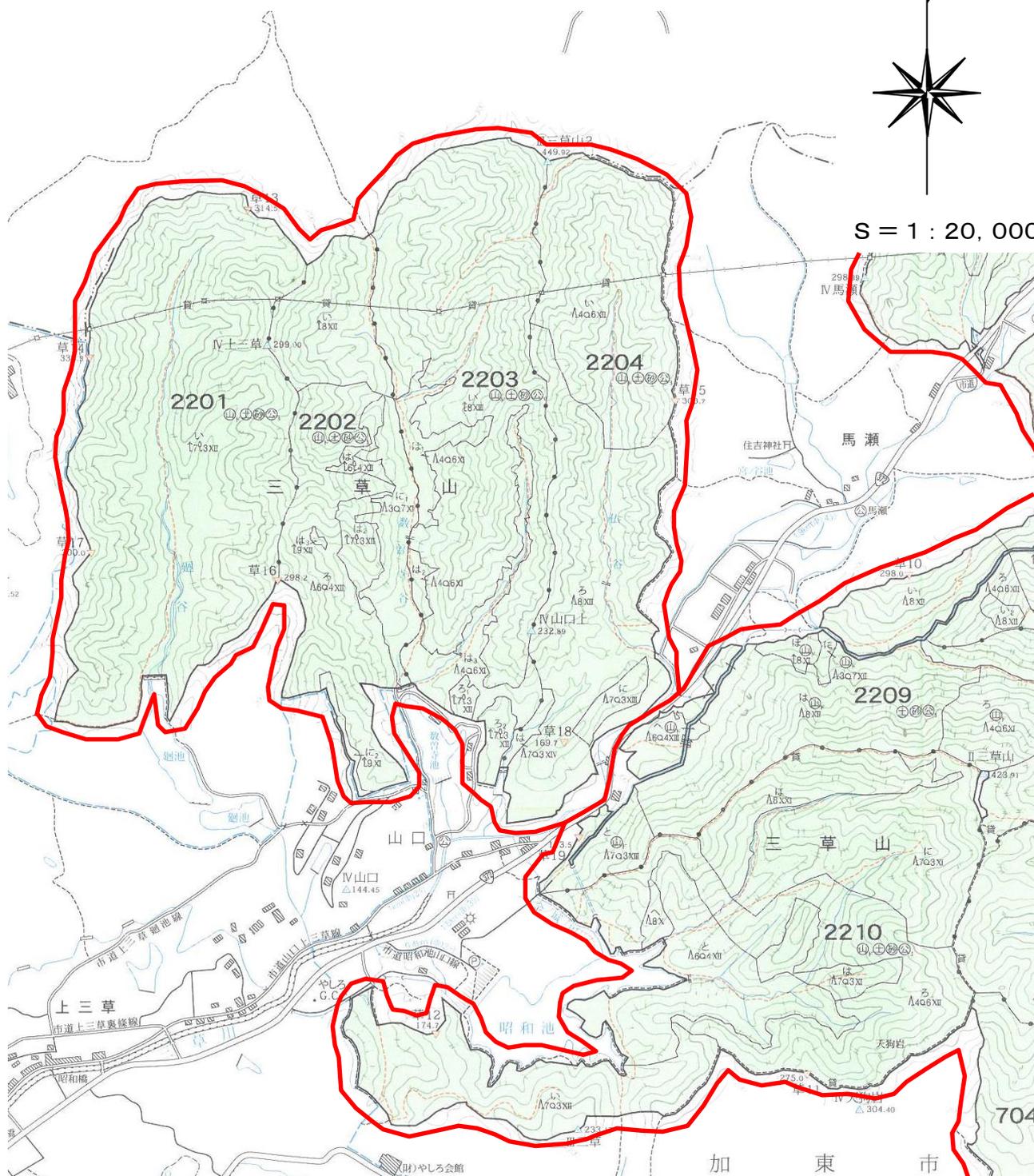
巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加東市畑字朝光山国有林

所在：兵庫県加東市上三草字三草山国有林



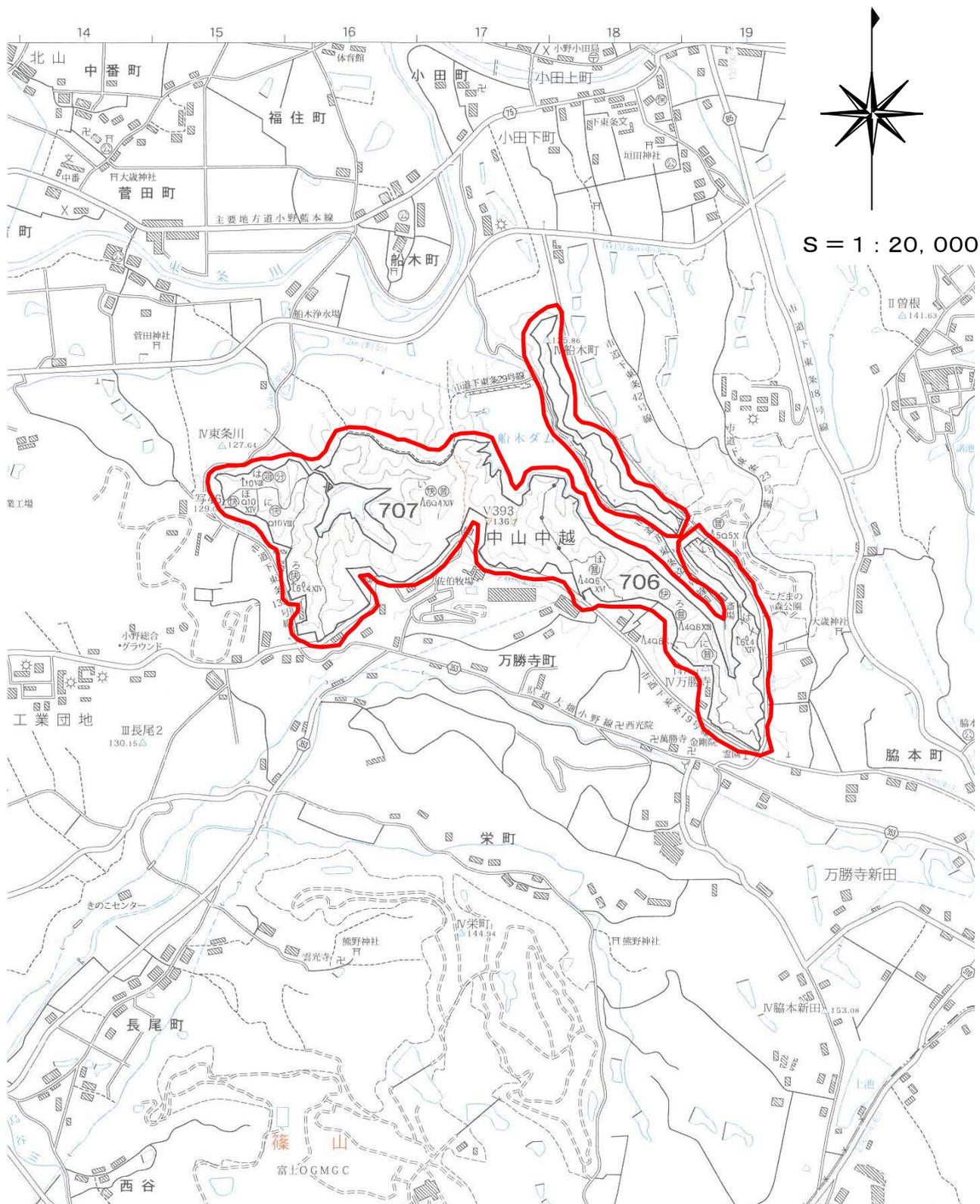
S = 1 : 20,000

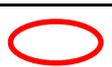


凡例	
巡視区域	

巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県小野市万勝寺町字中山中越国有林



凡例	
巡視区域	

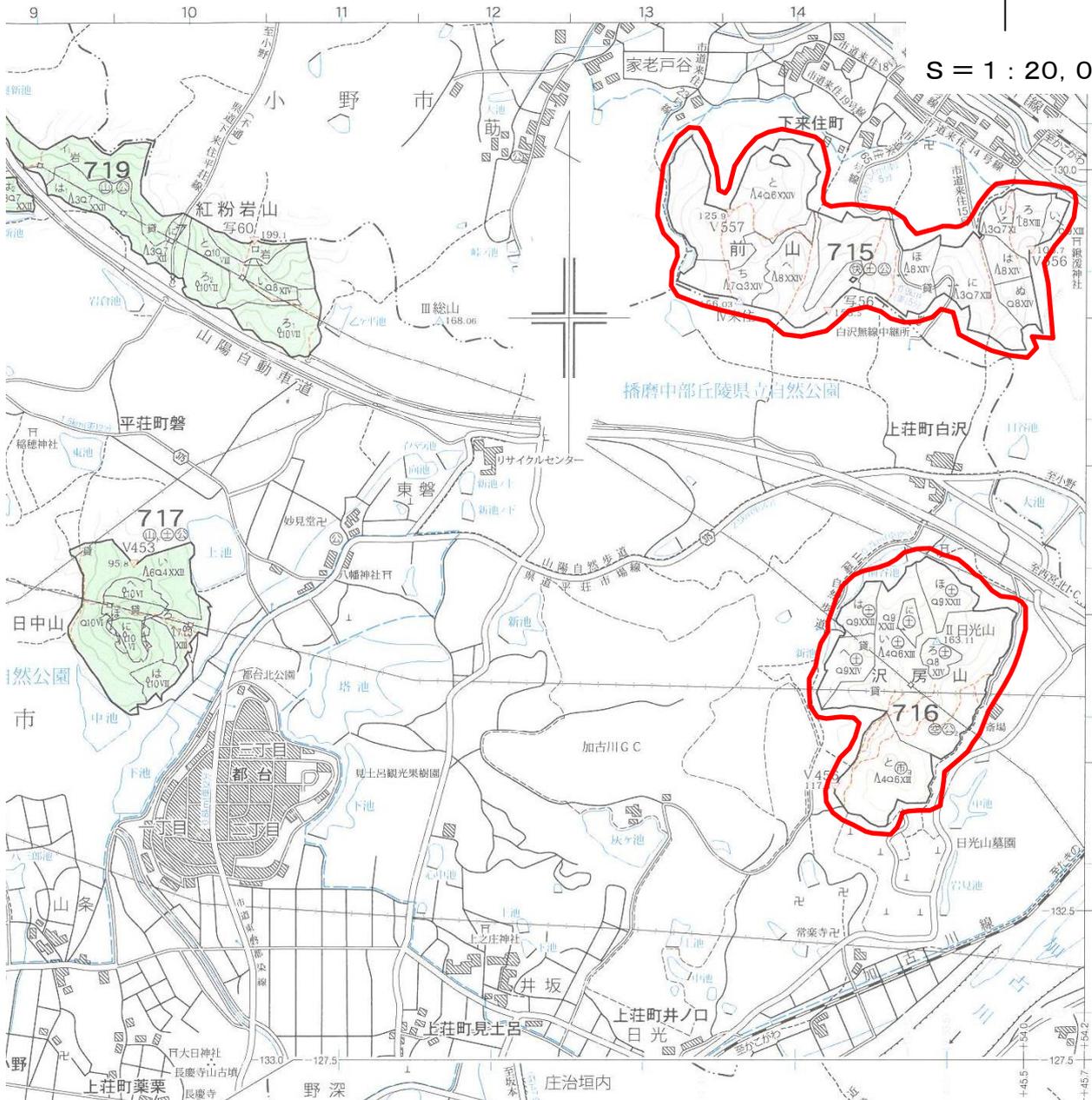
巡視等業務委託箇所 区域図

所在: 兵庫県小野市下来住町字前山国有林

所在: 兵庫県加古川市上荘町白沢字沢房山国有林



S = 1 : 20,000



凡例

巡視
区域

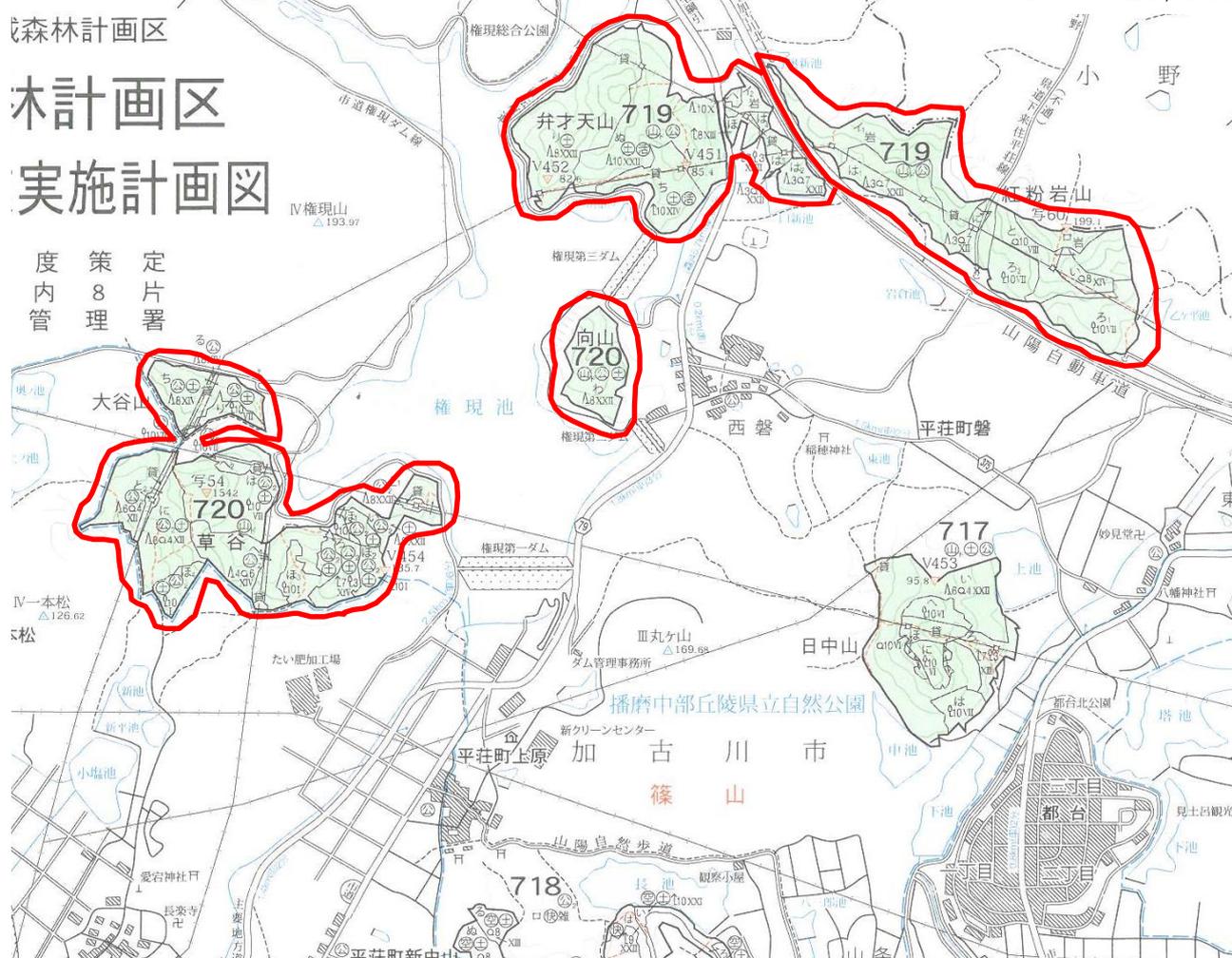


巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加古川市平荘町中山字弁才天山国有林
 所在：兵庫県加古川市平荘町中山字向山国有林
 所在：兵庫県加古川市平荘町中山字大谷山国有林
 所在：兵庫県加古川市平荘町中山字草谷国有林
 所在：兵庫県加古川市平荘町磐字紅粉岩山国有林



S = 1 : 20,000



凡例	
巡視区域	

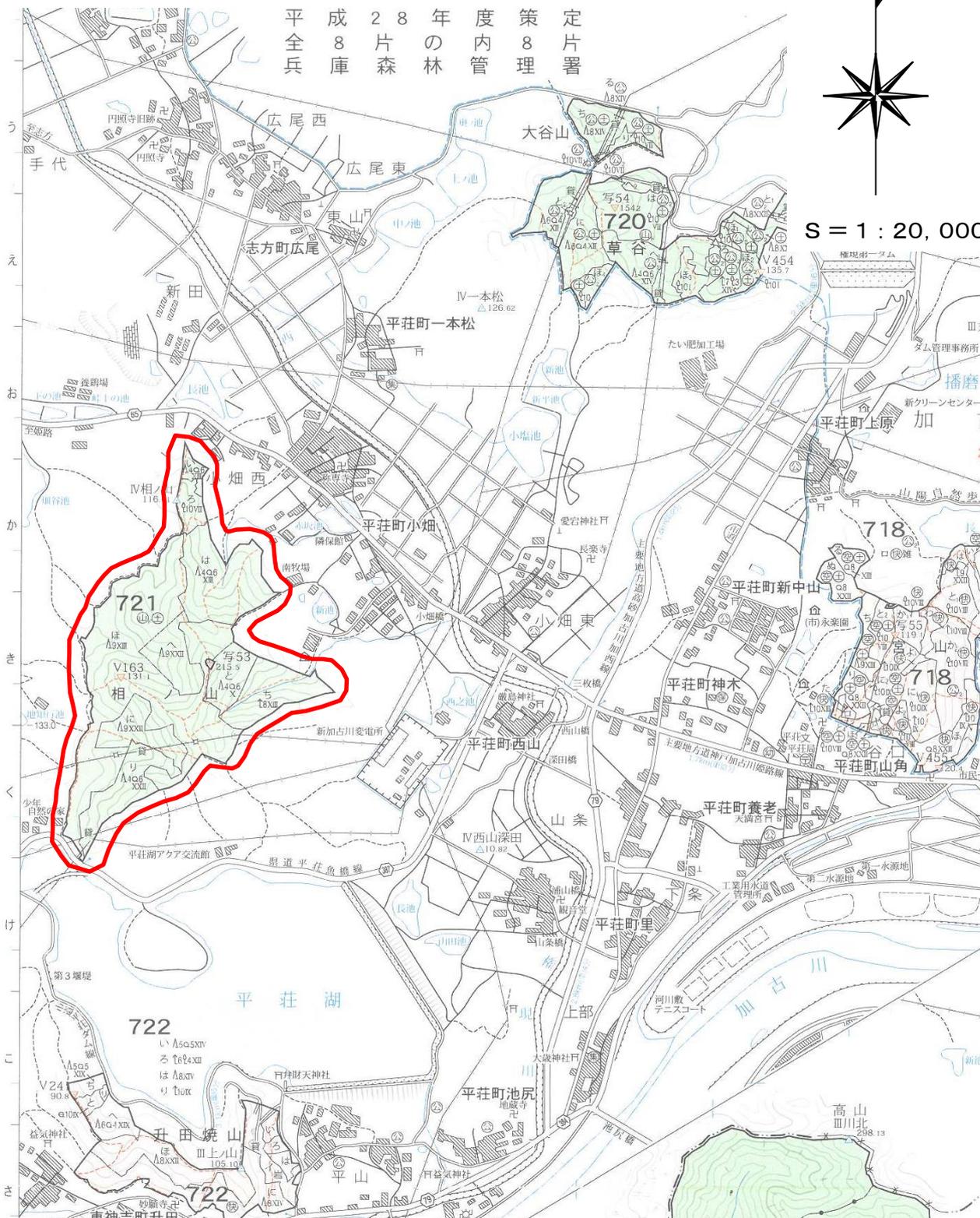
巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加古川市平荘町一本松字相ノ山国有林

平成28年度策定
全8片の内8片
兵庫森林管理署



S = 1 : 20,000



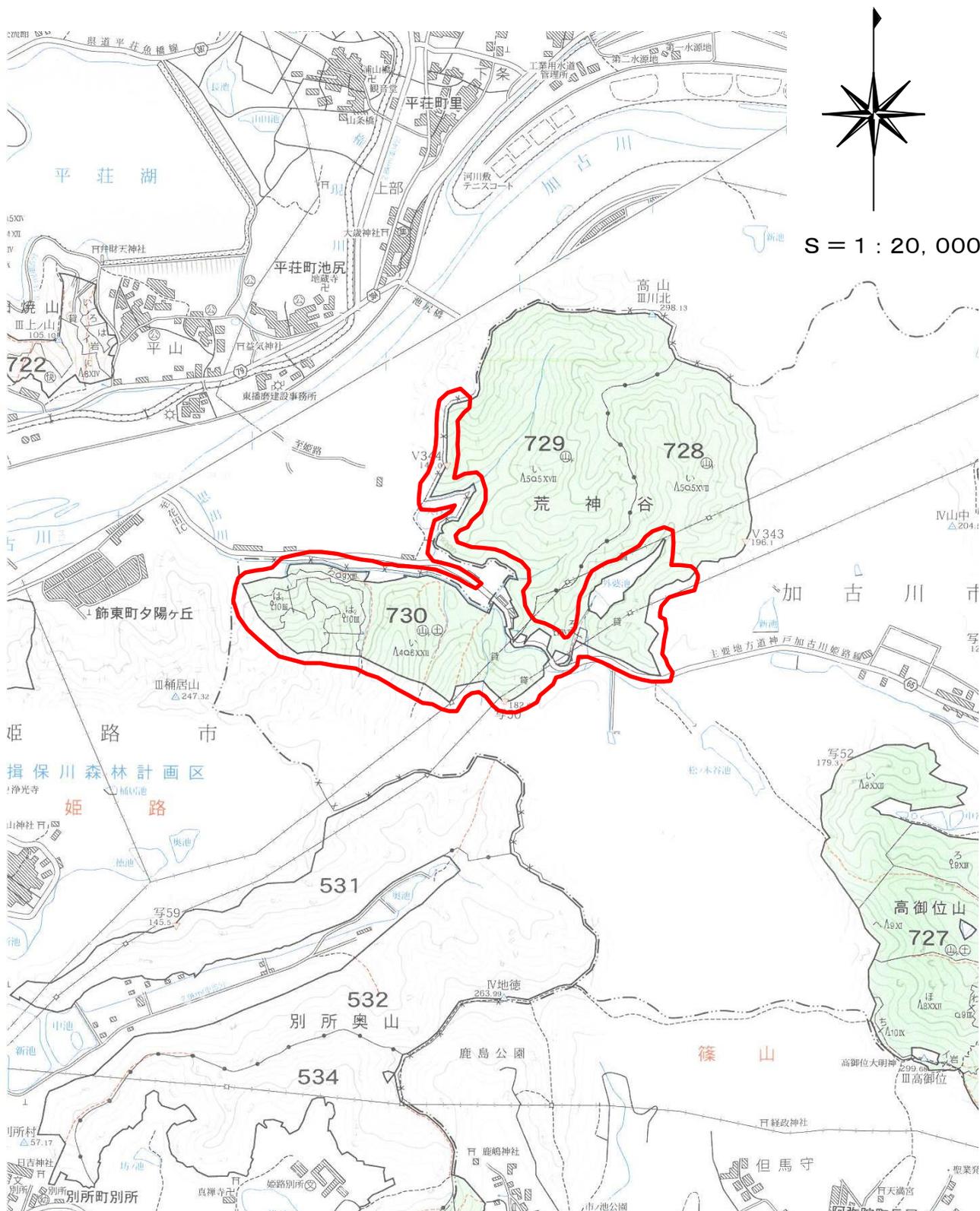
凡例

巡視
区域



巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加古川市志方町西牧字荒神谷国有林

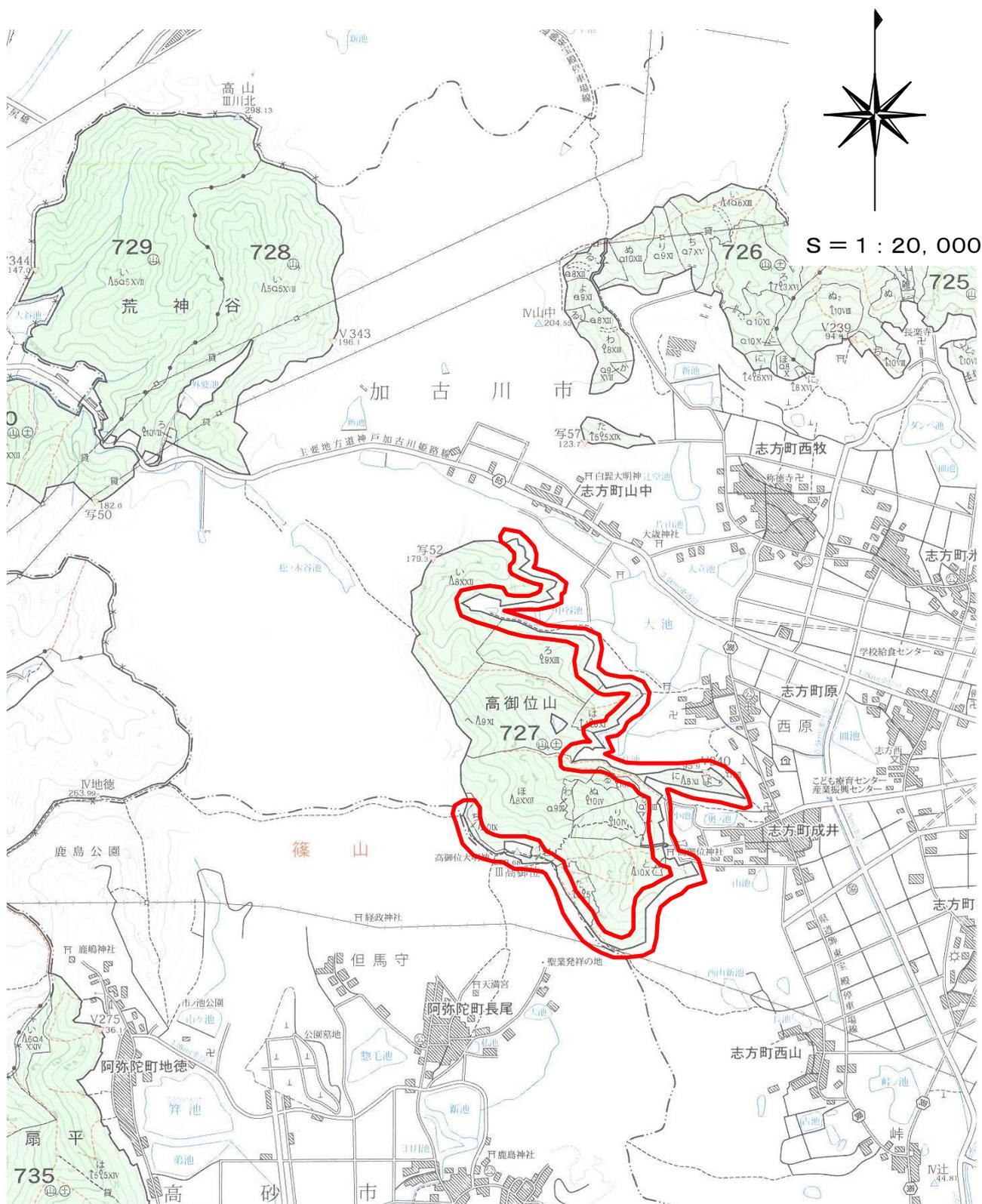


S = 1 : 20, 000

凡例	
巡視区域	

巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県加古川市志方町成井字高御位山国有林



凡例

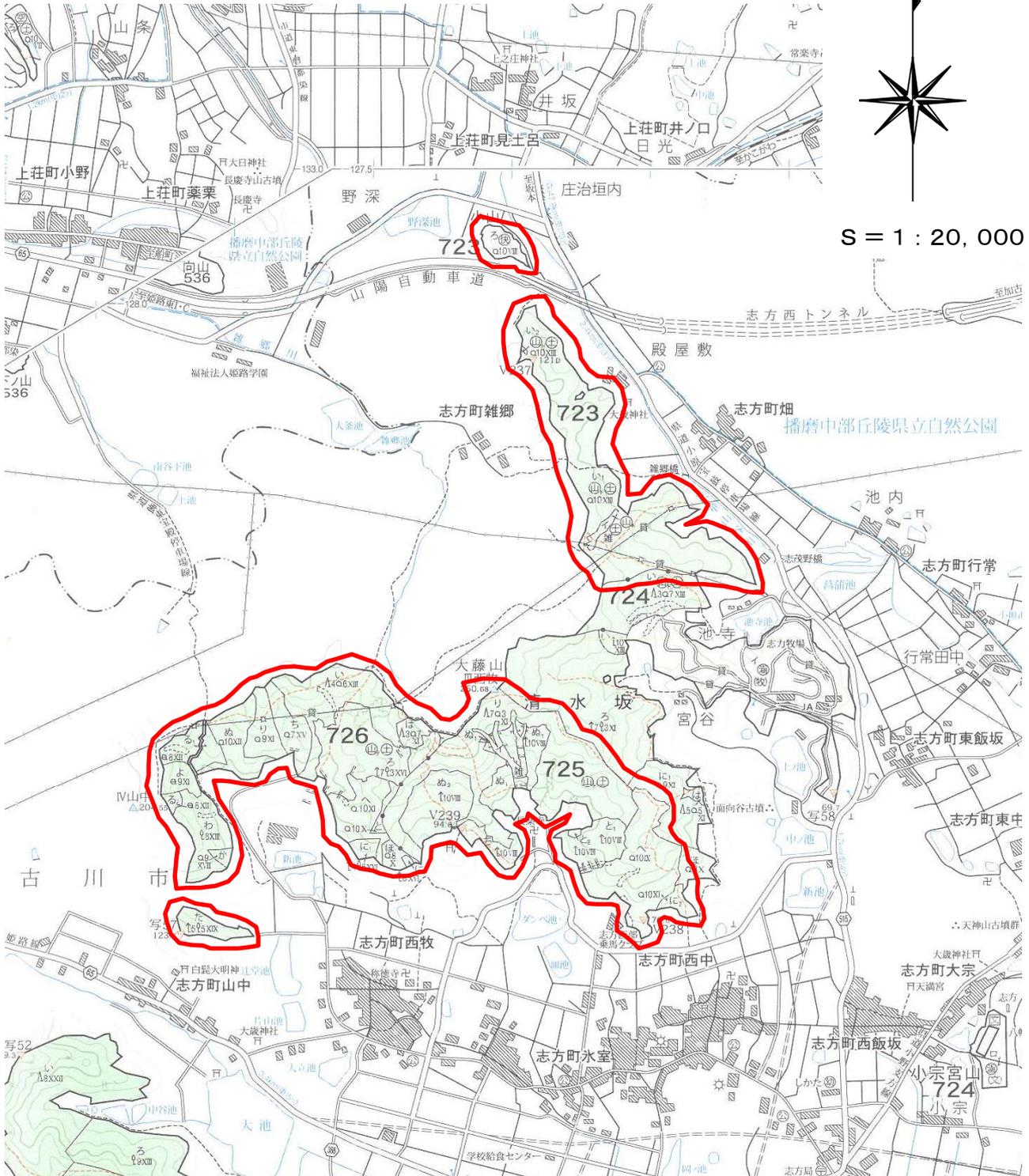
巡視
区域



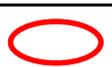
巡視等業務委託箇所 区域図

所在: 兵庫県志方町西牧字清水坂国有林

所在: 兵庫県加古川市志方町畑字小山国有林

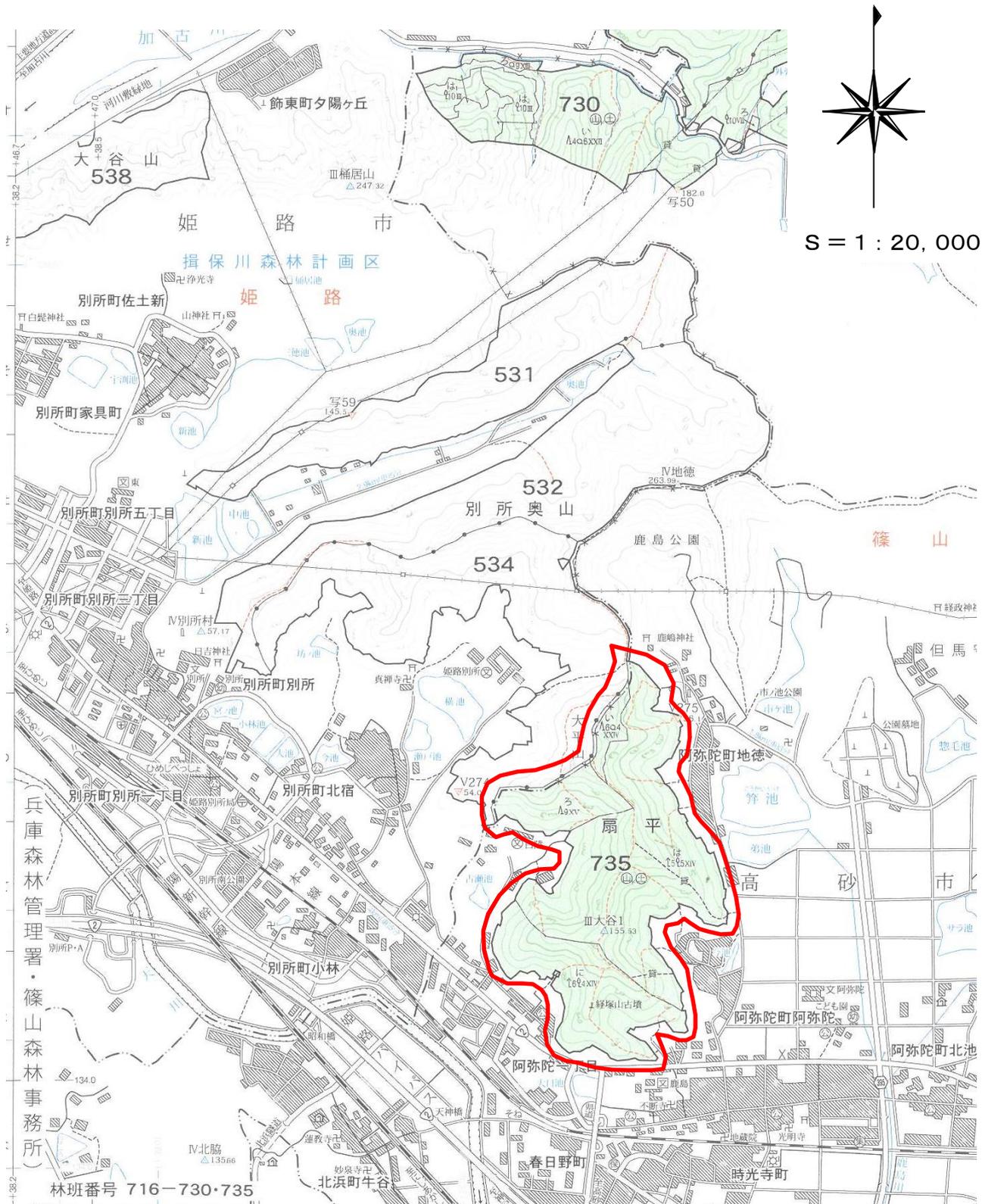


S = 1 : 20, 000

凡例	
巡視区域	

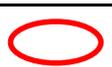
巡視等業務委託箇所 区域図

所在：兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀字扇平国有林



S = 1 : 20, 000

凡例

巡視区域	
------	---

別添 3

委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所
氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度巡視等業務委託について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第 4 条第 2 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

別添 4

委託業務従事者届

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度巡視等業務委託について、委託契約書第 5 条に基づく従事者を下記のとおり届け出ます。

記

氏 名

生年月日 年 月 日

経歴等

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所

氏 名

貸与物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要
1	保安帽		2 個	
2	腕章	森林管理署名称入	2 個	
3	施業実施計画図	1 / 20, 000	各 1 部	
4	基本図	1 / 5, 000	各 1 部	
5	デジタルカメラ本体		2 台	
6	記録用 SD カード		2 枚	

※保安帽、デジタルカメラ本体及び証明書は必須。デジタルカメラに関連する付属品は参考とし任意。

別添 5 - 2

支給物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要

別添 5 - 3

貸与物品借用書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度巡視等業務委託について、事業実行に必要な物品として別添 5 - 1 「貸与物品内訳表」の物品を、令和 年 月 日付けで借用しましたので、委託契約書第 7 条第 2 項に基づき提出します。

別添 5 - 4

支給物品受領書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度巡視等業務委託について、事業実行に必要な物品として別添 5 - 2 「支給物品内訳表」の物品を、令和 年 月 日付けで受領しましたので、委託契約書第 7 条第 2 項に基づき提出します。

別添 5 - 5

貸与物品返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度巡視等業務委託にかかる、別添 5 - 1 「貸与物品内訳表」の物品について、委託契約書第 7 条第 4 項に基づき返還します。

別添 5 - 6

支給物品返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度巡視等業務委託にかかる、別添 5 - 2 「支給物品内訳表」の物品について、委託契約書第 7 条第 4 項に基づき返還します。

○添付書類

支給物品受払簿

別添5-7

支給物品受払簿

業務名：令和7年度巡視等業務委託

受託者（乙）：

受 入 数			払 出 数			残 数		
月日	品名	数量	月日	品名	数量	月日	品名	数量

確認者

監督職員 農林水産○官 ○○ ○○

確認日 令和 年 月 日

別添 6

委託業務中止(廃止)申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住所
氏名

令和 7 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度巡視等業務委託託について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第10条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由

- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
 - ア 当初契約の概要
(実施予定箇所、時間(日)数、契約金額など)

 - イ 事業について
(実施済み時間数及び進捗率、未実行箇所などを具体的に記入)

 - ウ 部分完了などの有無
(完了検査、部分払いの有無と金額を記入)

別添2 委託業務実施計画書

神戸森林事務所管内

実施場所	8月		9月		10月		11月		12月		1月		計	
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
北山 国有林 260 林班		0		0	1	16	1	16	1	16	1	16	4	64
東山 国有林 252 林班		0	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	5	80
堂徳山 国有林 252 林班		0	1	16	1	16	1	16	1	16		0	4	64
梅ノ木畑 国有林 251 林班		0	1	16		0	1	16		0	1	16	3	48
表山 国有林 250 林班	1	16		0		0		0		0	1	16	2	32
矢ノ谷 国有林 240 林班	1	16		0		0	1	16		0	1	16	3	48
三木山 国有林 234~238 林班		0		0		0		0	2	32	1	16	3	48
蓮花寺山 国有林 225・226 林班		0	1	16		0		0		0		0	1	16
法輪寺山 国有林 226 林班		0	1	16		0		0		0		0	1	16
計	2	32	5	80	3	48	5	80	5	80	6	96	26	416

姫路森林事務所管内

実施場所	8月		9月		10月		11月		12月		1月		計	
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
麻尾 国有林 541 林班	1	16		0		0	1	16		0	1	16	3	48
別所奥山 国有林 531・532・534 林班		0		0		0		0	2	32		0	2	32
豊富甲山 国有林 540 林班		0	1	16		0		0		0		0	1	16
別所谷 国有林 560 林班	1	16		0	1	16		0	1	16		0	3	48
鶏籠山 国有林 574 林班	1	16		0		0	1	16		0	1	16	3	48
計	3	48	1	16	1	16	2	32	3	48	2	32	12	192

篠山森林事務所管内

実施場所	8月		9月		10月		11月		12月		1月		計	
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
朝光山 国有林 703・704 林班		0	1	16		0		0		0		0	1	16
三草山 国有林 2201~2210 林班		0	1	16		0		0	2	32	1	16	4	64
中山中越 国有林 706・707 林班	1	16		0		0		0		0		0	1	16
前山 国有林 715 林班		0		0		0	1	16		0		0	1	16
弁才天山 国有林 719 林班														
向山 国有林 720 林班		0		0	1	16		0		0	1	16	2	32
大谷山 国有林 720 林班														
草谷 国有林 720 林班														
沢房山 国有林 716 林班		0		0		0	1	16		0		0	1	16
紅粉岩山 国有林 719 林班		0		0		0	1	16		0		0	1	16
宮山 国有林 718 林班		0		0	1	16		0		0		0	1	16
相ノ山 国有林 721 林班	1	16		0		0		0		0		0	1	16
荒神谷 国有林 728~730 林班		0	1	16		0		0	1	16		0	2	32
高御位山 国有林 727 林班		0		0	1	16		0		0		0	1	16
清水坂 国有林 723~726 林班		0		0		0	1	16		0	1	16	2	32
小山 国有林 723 林班														
扇平 国有林 735 林班	1	16		0	1	16		0		0		0	2	32
計	3	48	3	48	4	64	4	64	3	48	3	48	20	320

総計	8	128	9	144	8	128	11	176	11	176	11	176	58	928
----	---	-----	---	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

1回につき2名行動(1人8時間)の巡視とする。

別添 7

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和7年度巡視等業務委託について、下記のとおり実施したので、委託契約書第12条の規定により 月分の実績を下記のとおり報告します。

記

1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までのうち
実施回数 回、延べ 時間

2 委託業務実施内容
詳細は、別紙「業務日誌」のとおり

実施年月日	実施場所（林小班等）	業務内容	実施時間

（監督職員経由）

氏名 農林水産○官 ○○ ○○
確認日 令和 年 月 日

(備考)

業務内容欄には、巡視業務の場合、別添 1 - 1 「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の（1）～（9）の番号又は、具体的な実施内容を記載すること。

別添 7

業 務 日 誌 (巡視業務)

1 実施者氏名

2 実施年月日 令和 年 月 日

時 分 ~ 時 分	実施時間 (時・分)	備 考
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	

3 実施内容

実施場所 (国有林、林小班) (境界標番号)	業務内容	巡 視 結 果 (異状の有無にかかわらず、点検した 箇所状況を記入)	写真 番号	監督職員等 への連絡日 時

(特記事項があればその場所、状況を記入すること。)

(備考) 業務内容については、契約書別添 1-1 「巡視等業務委託仕様書 (巡視業務)」の「1 委託業務内容」の (1) ~ (9) の番号又は、具体的な内容を記載すること。

4 その他参考事項

5 写真
別添のとおり

証 明 書

下記のとおり、巡視等業務委託をしていることを証明する。

令和 年 月 日

記

業務名：令和7年度巡視等業務委託

履行期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

甲（委託者）

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 印

乙（受託者）

住 所

氏 名

※注意事項

- （1）業務従事中は、本証明書を常に携行し、監督職員等から提示を求められた場合は提示すること。
- （2）本業務が完了又は中止となった時は、速やかに本証明書を返納すること。

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。
また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

- い。
- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
 - (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (13) 契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
 - (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
 - (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のおり。
 - (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
 - (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
 - (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
 - (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
 - (21) 入札執行回数は原則2回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
 - (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞

退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書

(2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

(3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。

(4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。

(5) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書

(7) 入札金額の記載を訂正した入札書

(8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

(9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

(10) 明らかに連合によると認められる入札書

(11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書

(12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

(13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

(14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。

(15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする)。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札書

物件の名称 令和7年度巡視等業務委託

指定巡視時間	単位	単価	金額
928時間	1時間当たり	円	円

※ 単価欄には、1時間当たりの単価を記載する。

※ 金額欄には、委託時間に1時間当たりの単価を乗じた金額を記載する。

ただし、上記金額は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人指名

入札金額内訳書

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

入札者住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

令和7年度巡視等業務委託の入札価格にかかる単価内訳を下記のとおり提出します。

記

実施場所 (詳細、別添2)	料金 (単価、金額は消費税及び地方消費税を含まない)		
	時 間	単 価	金 額
神戸森林事務所管内	4 1 6		円
姫路森林事務所管内	1 9 2		円
篠山森林事務所管内	3 2 0		円
合計	9 2 8		円

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の者を代理人と定め、下記業務に関する一切の権限を委任します。

記

物件の名称

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

(委任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、兵庫森林管理署における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成する者を含む)があっても差し支えない。